

一般国道305号改築工事（越前バイパス・福井県丹生郡越前町厨71字北布山地内から同県同郡同町厨49字小濱地内まで）に関する事業認定の理由

平成16年2月9日に福井県から申請のあった一般国道305号改築工事（越前バイパス・福井県丹生郡越前町厨71字北布山地内から同県同郡同町厨49字小濱地内まで）（以下「本件事業」という。）に関する事業の認定をした理由は、以下のとおりである。

1 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条2号に掲げる一般国道に関する工事であり、土地収用法（昭和26年法律第219号）第3条第1号に掲げる「道路法による道路」に関する事業に該当することから、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業は、一般国道305号（以下「本路線」という。）における福井県丹生郡越前町厨71字北布山地内から同県同郡同町厨49字小濱地内までの区間（以下「本件区間」という。）に係る改築事業であるところ、本路線は、道路法の一部を改正する法律（昭和39年法律第163号。以下「改正法」という。）による改正前の道路法の規定による一級国道ではなかったことから、本件事業は、改正法附則第3項の規定に基づく一般国道の改築工事であると認められる。

また、道路法第13条第1項は、国道の維持、修繕、災害復旧その他の管理について「政令で指定する区間内については国土交通大臣が行い、その他の部分については都道府県がその路線の当該都道府県の区域内に存する部分について行う」と規定するところ、本件区間は、一般国道の指定区間を指定する政令（昭和33年政令第164号）による指定を受けていないことから、福井県が管理を行うものである。

よって、福井県は、本件事業を施行する権能を有すると認められる。

以上のことから、本件事業は、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

（1）申請事業の施行により得られる公共の利益について

本件事業は、本件区間に係る安全かつ円滑な交通の確保を目的として、道路構造令（昭和45年政令第320号）（以下「令」という。）第3種第2級の規格に基づく延長3,430mの2車線のバイパス道路の建設に係る事業である。

本路線は、石川県金沢市と福井県南条郡今庄町を結ぶ幹線道路であり、福井県内においては嶺北地方の日本海沿岸を縦走し、越前町においても観光や産業の振興に、重要な道路である。

しかし現道は、幅員が5.5m未満の箇所が232m続いているように狭小であり、令に定める最小曲線半径を満足していない箇所が3箇所あるなど、危険性の高い線形となっており、円滑な自動車の通行に支障を来している。

また、現道は福井県有数の観光地を縦断する幹線道路であるため、沿道に店舗

や民宿が連坦しており、加えて本件区間の起終点付近には小学校、中学校がそれぞれ設けられており、歩行者及び自転車通行者の利用が多く見込まれるにもかかわらず、自動車交通から分離されていない状況にあり、これらが危険にさらされている。

以上のような交通弊害の結果、現道では交通事故が毎年発生している。

本件事業の施行により、令で規定する幅員の確保された、線形良好なバイパス道路が整備されることで、現道の通過交通の多くや学童をはじめとする歩行者及び自転車通行者がバイパス道路へ転換することが見込まれることから、本件区間における円滑な自動車交通及び歩行者等の安全な通行の確保に寄与するものと認められる。

また、本件事業完成後はバイパス沿道の土地利用促進が見込まれており、越前町総合開発計画においてバイパス整備が重要な施策として位置づけられている。

以上のように、本件事業の施行により得られる公共の利益は相当程度存すると認められる。

(2) 申請事業の施行により失われる利益について

本件事業は、道路幅員や事業区間延長などが小規模であるため、環境影響評価法（平成9年法律第81号）及び福井県環境影響評価条例（平成11年福井県条例第2号）の対象事業には該当せず、環境影響評価は実施されていない。

本件事業の事業計画には、自然公園法に定める国定公園特別地域や保安林指定地を通過している箇所があるものの、一定の対策を実施することにより、これらに与える影響は軽減されると判断されている。また、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）」に基づき指定された希少野生動植物、「福井県の絶滅のおそれのある野生動物（福井県版レッドデータブック（動物編）（平成14年）」、「福井県のすぐれた自然」（平成12年）による絶滅危惧種等は起業地外にあるものと見込まれる。このため自然環境に与える影響は軽微なものであると認められる。

埋蔵文化財に関して、包蔵地を通過する箇所があるものの、調査の結果、事業計画が埋蔵文化財に与える影響は少ないものと判断されている。

以上のことから、失われる利益については軽微なものと判断される。

(3) 代替案について

本件事業の事業計画は、福井県丹生郡越前町厨71字北布山地内を起点とし、同県同郡同町厨49字小濱地内にて現道に再び接続する延長3,430mのルートであるが、代替案のルート比較については、海岸と山地で囲まれている僅かな土地の平野部に住家等が密集しているなどの地形上の理由から、この申請案のほかに、申請案の起点から終点まで、現道を拡幅する延長2,760mのルート（現道拡幅案）が考えられる。

申請案と現道拡幅案の2案について比較すると、現道拡幅案は、申請案のルートより路線延長が短いものの、宅地の取得面積が多く、移転の対象となる物件数も多いため、申請案と比べて用地費及び物件移転の補償費の合計額はきわめて高額となる。

また現道拡幅案では、地域の住民に与える影響が大きい上、越前町の観光業を支える民宿や店舗が支障物件となり、地元の産業政策上の問題が残るうえに、施工性に問題が残る。

一方、申請案は、支障物件数が少なく、地域の住民に与える影響が少ない上、事業費は最も安価で、施工性においても問題となる事項はない。

以上のように本件区間の改築ルートは社会的条件、経済的条件、技術的条件において申請案が最も合理的な手法であると認められる。

(4) 比較衡量

本件事業の施行により得られる利益については、(1)で述べたように、安定かつ円滑な道路交通の実現、歩行者の安全性の向上、ひいては地域の産業振興及び観光の促進について相当の寄与が見込まれる一方、本件事業の施行により失われる利益については(2)で述べたように、生活環境や自然環境への影響は得られる利益に比べると小さいものと判断される。

このため、それぞれの利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる利益が失われる利益に優越すると認められることから、本件事業は、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される

4 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

(1) 申請事業を早期に施行する必要性

本件事業については、以下に述べるように、緊急に整備すべき事業と認められる。

- 1) 毎年70万人前後の越前町への観光客入込状況、沿道宿泊施設の8万人もの宿泊客や越前海岸一帯への交通需要を考慮すると、本路線を通過する自動車交通の円滑化について抜本的対策を緊急に講ずることが急務となっていること。
- 2) 本件事業の申請区間における事故件数は、最近5年間で145件にも上り、死亡者こそ5年間で2人であるものの、毎年10人前後の負傷者を出している。通常期に対する観光繁忙期における交通量の伸びや現道の狭小な道路幅員を考慮すると、自転車歩行者道が未整備であるにもかかわらず、歩行者数、自動車交通量双方とも多いため、歩行者の安全が脅かされているのは明らかで緊急に対策を講ずる必要があること。
- 3) 地元の越前町から現道の事故多発の解消と産業振興の観点から、本路線の緊急な整備についての強い要望があること。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、道路構造令等の規格に基づき必要な範囲であると認められる。さらに、収用の範囲は、本体工事及び関連工事により半永久的に設置される施設の用に供する起業地の範囲にとどめられており、収用・使用の別についても合理的であると認められる。

(3) 収用し又は使用する公益上の必要性

以上にかんがみれば、本件事業は土地を収用し、又は使用する公益上の必要性があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

1から4までにおいて述べたように、本件事業については土地収用法第20条各号の要件を充足すると判断される。

以上により、本件事業について、土地収用法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。